ゴートーク9＋	宮崎美和子（こころ工房）	徳島県徳島市方上町馬場の上28－3	
［項を削る。］			
話したい、伝えたい！　―発話支援のためのコミュニケーション・ツール―	学校図書株式会社	東京都北区東十条三丁目10番36号	
らくらく10-モ	株式会社プリ	東京都西多摩郡瑞穂町長岡二丁目3番地5	

別表第六　福祉電話器（第三十五号関係）

製品名（品番）	販売元	販売元の住所又は所在地
［略］	［略］	［略］
シルバーホンひびきＳⅡ	西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
シルバーホンひびきＳⅢ	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
シルバーホンひびきＳⅢ	西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
シルバーホンふれあいＳⅡ	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

ゴートーク9＋	宮崎美和子（こころ工房）	徳島県徳島市方上町馬場の上28－3	
チャットボックスDX	宮崎美和子（こころ工房）	徳島県徳島市方上町馬場の上28－3	
［同左］	［同左］	［同左］	
話したい、伝えたい！　―発話支援のためのコミュニケーション・ツール―	学校図書株式会社	東京都北区東十条三丁目10番36号	
［項を加える。］			

別表第六　福祉電話器（第三十五号関係）

製品名（品番）	販売元	販売元の住所又は所在地
［同左］	［同左］	［同左］
シルバーホンひびきＳⅡ	西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
シルバーホン・ひびきＳⅢ	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
シルバーホン・ひびきＳⅢ	西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
シルバーホン・ふれあいＳⅡ	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

シルバーホンふれあいＳⅡ	西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市中央区馬場町3番15号	
シルバーホン・ふれあいＳⅡ	西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市中央区馬場町3番15号	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○厚生労働省告示第百三十八号

社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号）第七条の規定に基づき、平成二十九年度の単位掛金額を四万四千五百円と定め、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第百三十九号

理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）第四条第一項第三号ホ及び第五条並びに美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第八号）第三条第一項第三号ホ及び第四条の規定に基づき、理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準等の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準等の一部を改正する告示

（理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準の一部改正）

第一条　理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準（平成二十年厚生労働省告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二の一中「次の表」を「第一表（理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）第二条第四項に規定する美容修得者課程（以下「美容修得者課程」という。）については第二表）に、「同表」を「これらの表」に、「選択必修課目」を「選択課目」に改め、同一の表を次のように改める。

第一表

必修課目	添削指導の回数
関係法規・制度	三回以上
衛生管理	四回以上
保健	三回以上
香粧品化学	二回以上
文化論	二回以上
理容技術理論	八回以上
運営管理	三回以上
理容実習	六回以上

第二の一に次の表を加える。

第二表

必修課目	添削指導の回数
理容技術理論	八回以上
理容実習	六回以上